

平成28年10月3日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 堀江 裕 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 妻屋 明

障害者総合支援法に基づく訪問系サービスについて（要望）

1. 国庫負担基準の廃止について

国庫負担基準を廃止し、総費用額の全額を国（50%）と都道府県（25%）の負担の対象としていただきたい。

2. 入院中の重度訪問介護の利用について

- ①入院中の重度訪問介護の利用については、重度障害者の生命に関わる重要な問題であることから、改正法の趣旨を踏まえ、その施行を待たずに実施できるように、Q&Aの発出などによって弾力的に運用していただきたい。
- ②上記①にあたっては、重度障害者が入院する際に、支給決定時間数の範囲内であれば、居宅内や外出中と同様に、手続きなしで、利用者の判断によって病室での重度訪問介護の利用が可能となるように定めていただきたい。
- ③改正法の施行にあたっては、上記②の条件をきちんと担保していただきたい。

平成28年5月24日に成立した障害者総合支援法の改正法案では、長年の懸案であった入院中の重度訪問介護の利用について盛り込んでいただきました。

一方、改正法案とは別に、入院中の重度障害者に対するコミュニケーション支援を、市町村地域生活支援事業の意思疎通支援事業において引き続き実施できることについては、平成28年6月28日障企発0628第1号「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」によって、都道府県や市町村に注意を促していただいています。

また、これと同時に発出された平成28年6月28日保医発0628第2号「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」では、

1. 看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者…が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
3. …コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、…

と記載していただいています。

その一方で、この通知は、

2. 1による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。
3. 1により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、…支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。
6. 保険医療機関は、1により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

といった条件を保険医療機関に課しており、このことが、従来から実施されている意思疎通支援事業を用いた入院中の支援をかえって使いにくいものにしてしまっていることも否定できません。

また、コミュニケーション支援と介護支援という違いはあるものの、改正法の施行の際にも、上記「6.」のような確認書などを求められることになり、結果として重度障害者にとって使いにくい制度とならないか、非常に懸念しています。

3. 訪問系サービスの居住地特定について

現行制度で運用によって実施されている訪問系サービスの居住地特定について、その対象を、実家を離れてアパートなどに下宿する学生から、障害者団体などに研修で通う障害者などへ拡大していただきたい。

実家を離れてアパートなどで暮らし、障害者団体などに無給の研修で通い、親元から仕送りを受けて暮らしている障害者については、学生と同様に、運用による居住地特例の対象としていただきたい。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 支援費制度施行準備室
「支援費制度関係Q&A集」(平成14年8月)

1. 市町村事務に関すること

(問11)

親元から遠く離れたアパート等に下宿して大学に通う身体障害者である学生の場合、援護の実施者はどこになるのか。

(答)

親元から仕送りを受けている場合については、親元の居住地のある市町村が援護の実施者となり、仕送りを受けず、身体障害者が自らの収入で生活をしている場合については、下宿地の所在する市町村が援護の実施者となる。

4. 通勤中、職場内、通学中、学校内、運転中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月1日の報酬改定において、

- ①通勤中や職場内
- ②通学中や学校内
- ③障害者の自家用車などをヘルパーが運転している時間帯

などについて、重度訪問介護の報酬算定の対象としていただきたい。

居宅内でも外出中でも介護を必要とする重度障害者のなかには、就業中や就学中はヘルパーによる支援が受けられなくなってしまうため、自宅で過ごしている者が多く、本末転倒な事態になっています。

また、頸髄損傷などにより体温調節に障害のある者や、公共交通機関の利用が体力的に難しい重度障害者などが、通勤や通学、社会参加のための外出をするには、自家用車などでの移動が不可欠です。このほか、障害者の自家用車や障害者が借りてきたレンタカーなどをヘルパーが運転することは、道路運送法の規制の対象外です。しかし、ヘルパーの運転中については重度訪問介護の事業者報酬の算定対象とはなっていません。

このような理由から、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会でも多くの障害者団体がこれらの規制の撤廃を求めています。

5. 重度訪問介護のOJTの人件費を補助する制度の創設について

特に障害程度が重度な障害者が重度訪問介護を利用する際に、ベテランヘルパーが新人ヘルパーに同行して実施するOJTについて、国からヘルパー事業所にその人件費を補助する制度を創設していただきたい。

重度ALS患者や高位頸髄損傷者などが重度訪問介護を利用する場合には、新人ヘルパーとベテランヘルパー（他事業所のヘルパーを含む）が2人体制で1～2ヵ月のOJTを実施する必要があります。しかし、この期間はヘルパー人件費のうち1人分がヘルパー事業所の持ち出し負担になってしまいます。このため、重度ALS患者や高位頸髄損傷者は、サービス提供にに応じてくれるヘルパー事業所がほとんど見つからない、という事態が生じています。

2人体制でのOJTに対しては、現行制度でも事業者報酬のなかで「初回加算」を設けられていますが、新規利用者1人につき1,000円に過ぎません。また、既存の利用者に新人ヘルパーが入る場合については、事業者報酬ではまったく手当てされていません。

したがって、対象者を限定したうえで、OJTの人件費を補助する制度を創設していただきたい。

※補助対象とする利用者の例：

- ①重度訪問介護の15%加算の対象者
- ②人工呼吸器利用者
- ③障害支援区分6で1日8時間以上の利用者 …など

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における
意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて

地域生活支援事業の円滑な運用にあたり、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

意思疎通支援事業については、地域生活支援事業の都道府県及び市町村必須事業として、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業実施ができることとなっておりますが、「地域生活支援事業実施要綱」（平成 28 年 3 月 30 日改正）において、事業対象者を「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」と明確化したところです。

また、利用範囲については、入院中における利用も可能となっているところですが、改めて本通知により、入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である旨をお知らせいたしますので、各都道府県におかれては、御了知の上、管内市町村にその周知徹底を図られますよう、お願い申し上げます。

なお、入院先医療機関との調整方法などについては、別添の「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年 6 月 28 日保医発 0628 第 2 号）をご参照ください。

※ 本通知において、「意思疎通支援事業」とは、市町村必須事業の「意思疎通支援事業」及び都道府県必須事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の両方を指すものとする。

（参考）地域生活支援事業実施要綱（抜粋）

○意思疎通支援事業（市町村事業）

2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県事業）

2 事業内容

- （1）手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- （2）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

保医発 0628 第 2 号
平成 28 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員によって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものであるが（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な重度の ALS 患者の入院においては、当該重度の ALS 患者の負担により、コミュニケーションに熟知している支援者が付き添うことは差し支えないとしてきたところである。

今般、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、下記のとおりとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」（平成 23 年 7 月 1 日付け保医発 0701 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

記

1. 看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者（以下「支援者」という。）が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニ

ケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。

3. 1により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。
4. 保険医療機関と支援者は、1による支援が行われる場合に、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携すること。
5. 保険医療機関は、1により支援が行われる場合であっても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第11条の2に基づき適切に、当該保険医療機関の看護要員により看護を行うものであり、支援者の付添いを入院の要件としたり、支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。
6. 保険医療機関は、1により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

以上

別添

障害者の入院に係る支援に関する確認書（患者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーションに係る支援を行う支援者：

氏名 _____（事業所名 _____）

氏名 _____（事業所名 _____）

氏名 _____（事業所名 _____）

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援者の支援は、保険医療機関から強要されたものではありません。

（患者氏名） 印

（家族等氏名） 印

※患者の署名がある場合には家族等の署名は不要

※ コミュニケーション支援以外は、医療機関の看護要員が行うこととされており、上記の支援者がこれを行うことはできません。

障害者の入院に係る支援に関する確認書（支援者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーション支援を行う支援者：

氏名 _____（事業所名 _____）

氏名 _____（事業所名 _____）

氏名 _____（事業所名 _____）

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援に当たっては、コミュニケーション支援以外の支援を行いません。

（支援者代表者氏名）

（事業者名）

印